

## &lt;目次&gt;

- 「集団的消費者被害救済制度の検討を進め、消費者被害の防止を大きく前進させる年に」
- 「適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度について」第1回開催報告

**年頭所感 「集団的消費者被害救済制度の検討を進め  
消費者被害の防止を大きく前進させる年に」**

2009年は、100年に一度といわれる大不況が、世界の経済と人々の暮らしに深刻な影響を与え、その克服が充分に出来ないまま終了しました。輸出を景気回復の柱としてきた日本経済は、この不況の直撃を受けました。輸出産業の比重の大きい地方ほど打撃を受け、過疎化や高齢化による医療や公的交通機関等のライフラインの弱体化と相まって、崩壊の危機に直面する地域が続出しています。一方、大都市では雇用不安や所得格差を背景とした社会不安や犯罪が増大しています。消費者被害についても若者や高齢者を標的とした被害が拡大し、被害内容も多様化・複雑化して、各地の消費者センターに寄せられる苦情・相談件数は、年間100万件の水準が続いています。

これらの状況に対する国民の不安と不信の高まりの結果、歴史的な政権交代が生じました。それと時期を同じくして、消費者行政の一元化による充実を目的とした消費者庁と消費者委員会が発足しました。消費者機構日本は、新しい行政組織が国民の期待の応え、消費者行政の充実強化を積極的に進めることと、具体的な施策として「集団的な被害者救済制度の創設」と「消費者団体への行政の支援強化」を実現することを、強く求めています。

当機構は、2007年の消費者団体訴訟制度発足に伴い、第1号の適格消費者団体として総理大臣認可を受けました。また設立以来既に52件の約款・勧誘行為の是正申し入れ等を事業者に行い、そのうち29件について事業者から改善の意思が示され、年間で1億円を上回る消費者被害の防止を実現しています。2009年からは景品表示法と特定商取引法にも制度の適用範囲が拡大されました。

しかし、消費者被害の発生を抜本的に防止するためには、現行の差止請求による将来の被害の未然防止だけでは不十分であり、既に発生した過去の被害について、被害者を救済する制度が不可欠です。また、地域ごとに消費者団体が広汎に存在し、消費者被害の防止に向けた、様々な社会的活動や制度の担い手として豊かに機能していくことが必要です。そのためには、社会の各層の個人や団体からの支援に併せて、行政の消費者団体に対する物心両面での支援強化が強く求められています。

2010年という年を、消費者機構日本の活動力の拡充を図り、集団的消費者被害救済制度の検討を進め、消費者被害防止の実績を大きく前進させる年にしたいと、強く念じています。皆様の旧年にも増したご支援を、よろしくお願いいたします。

特定非営利活動法人 消費者機構日本  
理事長 品川 尚志

## **消費者機構日本・全国消団連共催シリーズ研究会 「適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度について」 第1回開催報告**

適格消費者団体が主体となる損害賠償等団体訴訟制度については、一昨年来、消費者機構日本においても研究活動を行ない。研究会報告書の間取りまとめについて、識者のヒアリング等をすすめてまいりました。

2009年度下期は、3回連続の研究会を実施し、損害賠償等団体訴訟制度について専門家の方々の見識を学びながら、制度のあり方への考え方をまとめていきたいと考えております。その第1回目の研究会を、全国消費者団体連絡会との共催で開催いたしましたので、ご報告いたします。

**<開催日時>** 2009年12月12日（土）13時30分～17時00分

### **<参加登録と当日の参加状況>**

参加登録は、適格消費者団体関係者、弁護士、最高裁事務総局、参議院事務局、消費者庁、消費者委員会等34名。

当日参加は、登録者29名、講師等4名、事務局5名、合計38名。

### **<講演：「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会」報告について>**

加納克利弁護士（前内閣府国民生活局消費者団体訴訟室長）より、本年8月に内閣府国民生活局がとりまとめた「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会報告書」の説明をいただいた。

主な集団的消費者被害事例について、被害者の特定が容易か困難か、被害内容の個別性が強いか定型的かの視点から整理することを試み、①被害者の特定が比較的容易であり、被害内容が定型的と思われる事例、②被害者の特定は比較的容易であるが、被害内容の個別性が強いと思われる事例、③被害者の特定は困難であるが、被害内容は定型的と思われる事例、④被害者の特定が困難であり、被害内容の個別性も強いと思われる事例、の4つに分類したこと。それぞれの類型によって適合する制度が異なると考えられ、仮に「オプトアウト型」を検討するとしても、①の類型では馴染みやすいが、他の類型では必ずしもそうではないと考えられること、③の類型には「課徴金制度」のように事業者の利益に着目する制度が馴染みやすいと考えられること、④の類型には「二段階型」が馴染みやすいと考えられること、いずれにしても、幾つかの制度の組み合わせでトータルに対応できるようにすることが望ましい。

### **<講演：集団的消費者被害回復制度の検討におけるポイント>**

三木浩一慶應義塾大学大学院法務研究科教授（消費者庁「集団的消費者被害救済制度研究会」座長）より、立場上私見を述べるのが難しいので、三木教授の関わりの深い学者

グループの、最近の議論状況を紹介するというので、以下の説明があった。

① 資産保全の制度に関して

詐欺的事案については、早期に行政機関が調査に入り、事業自体を停止させるなどの措置が必要であり、集合訴訟制度とは別に、独立した制度として検討が出来るのではないかと。

② 不当収益はく奪制度に関して

被害者個人が特定不可能な事案が対象であり、課徴金制度の拡充で対処できるのではないかと。

③ 集合的訴訟制度に関して

<オプトイン型>は、日本にも選定当事者制度があるが使われていない実態がある。<オプトアウト型>は、強力な制度であるが、通知・公告が厳格に求められることや、被害類型の一部（加納氏の整理で言う①）にしか適合的でないなど、実効性の点で難点がある。<併用型>は、オプトインとオプトアウトの併用ということだが、その仕分けの基準をどう定めるかが問題である。また、原則オプトインの制度であり、上述のオプトイン型と同様の問題もある。<2段階型>は、多数被害の共通争点について違法性を争うのが第1段階、2段階目は個々の被害者の被害事実と被害額を認定し救済をはかるというもの。ブラジルで導入されている。幅広い被害類型を対象にできる。

④ 制度の行使主体に関して

<行政機関>現状では行政機関には人員・予算・能力が不足している。また、行政機関は被害者自身ではないので和解することが困難となる。

<団体>適格消費者団体に限るものではない。被害者の団体も当事者とするのが適当。また、適格消費者団体にも財政的課題はあるし、この制度が多く報酬を期待できるものではないので、インセンティブが働かず、結果として活用されないケースも考えられる。

<被害者個人、被害者団体>も権利の行使主体として考えるべきである。

## <パネルディスカッション>

三木教授、加納弁護士に加え、宮部氏（消費者機構日本「損害賠償研究会」メンバー）にパネラーとして参加いただき、中野和子弁護士のコーディネートで進行した。

### 集合的訴訟制度を中心に論議

パネルディスカッションでは、適格消費者団体が中心的に検討する制度として、集合訴訟制度に焦点をあてて論議された。

### 優先すべき制度について

まず初めに、集合訴訟制度の、オプトイン型・オプトアウト型・併用型・二段階型のうちで、どの制度を優先的と考えるべきか論議された。



中野先生（左）と三木先生（右）

宮部氏からオプトアウト型が優先するがオプトイン型も必要で二つの制度が同時に必要だというCOJの論議が紹介された。加納氏から事案ごとに問題の所在が違い唯一万能という制度はない、オプトアウト型は魅力的だがこれで全てが解決するわけではないとの意見があった。三木教授からは、オプトイン型の具体的なメリットが見えず、併用型は結局オプトアウト型のメリットしかない。そのオプトアウト型は効果的でも実際には使えないのではという危惧から、二段階型への評価が高くなっているという、三木教授周辺の学識者の議論状況が紹介された。



加納先生（左）と宮部さん（右）

## オプトイン型について

次にオプトイン型について論議された。加納氏から幅広く被害者に手を挙げてもらえるような利用しやすい仕組み作りが必要との意見があった。宮部氏から被害は救済して欲しいが自らは訴訟できない被害者の救済の為にオプトインが出来ないかというCOJでの論議が紹介された。

三木教授からは、最近現地調査したブラジルの二段階型制度では、一段階目で被告の責任と金銭支払い義務のみを判断する包括給付判決がおこなわれ、二段階目で被害者と被害額を確定する判決精算が行われる。この二段階目で消費者団体が被害者をオプトインで束ねる機能が認められているとの紹介があった。これを受け二段階型について、加納氏から薬害や欠陥商品等の訴訟で有効ではないか、宮部氏からはブラジル等をみると有効な制度になりそうだ等の意見があった。

## 当事者について

最後に訴訟当事者について論議された。

加納氏から利益はく奪型の制度は公益の視点から行政庁が主体となるのに馴染む、被害者救済は被害者本人か被害者から委託された団体（消費者団体を含む）が基本ではないかとの意見があった。宮部氏から利益はく奪は行政庁だろう、集合訴訟の当事者として被害者団体を排除しようなどとは全く考えておらず、当面適格消費者団体には当事者資格が欲しいということだとの発言があった。三木教授からは、誰かだけに与えるという制度には疑問があるし、個人を除いて団体だけに絞った場合には様々な問題が生じる。まして適格消費者団体だけにと国はない。団体の法人格については、団体訴訟制度の差止請求は全く新しい創設的な制度として作られたので法人格を必要したが、損害賠償は既に権利者が存在しており特に法人格を求めるケースはないだろうとの意見があった。

## 参加者との意見交換

その後参加者との意見交換があり、二段階型の差止め援用制度との類似性、二段階型における二段階目の訴訟の必要性、当事者としての消費者団体の成功報酬の必要性、被害立証の為に企業情報取得に係る制度の必要性等について、論議された。